平成２２年（フ）第１５７９号
神戸市中央区中島通２丁目２番18号第三青谷ビル302号室
破産者　今岡　芙美
1　破産債権の届出期間　平成23年４月20日まで
2　一般調査期日　平成23年６月16日午前10時45分
平成23年３月16日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１７号
愛知県岡崎市井内町字桜井７番地１　ＷＩＮＧ１号館102、開始決定時の住所愛知県岡崎市竜美東２丁目９番地15
破産者　森田　信行
1　破産債権の届出期間　平成23年４月21日まで
2　一般調査期日　平成23年５月23日午後３時35分
平成23年３月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
大阪市西区新町１丁目３番19号
破産者　株式会社アールコモ
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年６月17日午後３時
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３０８号
大阪府高槻市塚原３丁目16番12―301号
破産者　佐藤　雅浩
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年５月30日午後３時30分
平成23年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１５号
岐阜市鏡島1699番地の１
破産者　合資会社加藤建材
1　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
2　一般調査期日　平成23年６月14日午前10時40分
平成23年３月17日　岐阜地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市犬迫町8032番地、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地117
破産者　株式会社九州理工
異議申述期間　平成23年５月13日まで
平成23年３月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６３９号
東京都新宿区新宿２丁目14―４―706
破産者　吉澤　信孝
免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
平成23年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０１７号
東京都港区港南２丁目４番15号
清算株式会社　株式会社ジークレイ・ソリューションズ
代表清算人　山口　勝彦
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０１２号
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
清算株式会社　ダイワフーズ株式会社
代表清算人　山田　　稔
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０１３号
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
清算株式会社　株式会社大阪サービスマーチャンダイジング
代表清算人　山田　　稔
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０８９号
東京都渋谷区恵比寿１丁目18番16―602号
清算株式会社　株式会社スタッフメモリー
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第４８号
名古屋市中区錦３丁目22番31号
清算株式会社　株式会社エフ・テイ・オー・コーポレーションズ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３００７号
大阪府和泉市鍛治屋町61番地の３
清算株式会社　株式会社ナカツカ
代表清算人　中塚　重男
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法等
１　権利の変更
⑴　特別清算開始決定日以降の利息及び遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者中塚重男を除く協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、下記２⑴記載の第１回弁済を行い、本件協定債権者に対する全ての第１回弁済が完了したときに、全ての本件協定債権者の有する特別清算開始決定日以降の利息請求権及び遅延損害金請求権について、その全額の免除を受ける。
⑵　協定債権の元本等の一部免除
清算株式会社は、下記２⑵記載の第２回弁済を受領すべき本件協定債権者に対して第２回弁済を行い、全ての第２回弁済が完了したとき、または下記２⑵記載の第２回弁済がないことが確定したときは、清算株式会社の積極財産の換価、回収及び評価が終了した旨の通知を全ての協定債権者に対して発送した日の属する月の末日に、全ての本件協定債権者の有する協定債権の元本並びに特別清算開始決定日の前日までに発生した利息請求権及び遅延損害金請求権（以下あわせて「元本等協定債権」という。）から、下記２⑴記載の第１回弁済による弁済額及び下記２⑵記載の第２回弁済による弁済額の合計額を控除した残債権（以下「追加弁済対象協定債権」という。）について、その全額の免除を受ける。
⑶　協定債権者中塚重男の有する協定債権の免除
協定債権者中塚重男の有する協定債権は、協定の認可決定が確定したときに、その協定債権全額の免除を受ける。
２　弁済の方法
本件協定債権者が有する元本等協定債権については、次のとおり分割して支払う。
⑴　第１回弁済
ア　第１回弁済日
協定の認可決定が確定した日から２か月が経過した日の属する月の末日。
イ　第１回弁済額
元本等協定債権のうち、以下の記載区分に従い計算された額の合計額を支払う。

金額区分	弁済率
30万円以下の部分	100%
30万円を超える部分	4.2%

⑵　第２回弁済
ア　第２回弁済日
上記⑴記載の第１回弁済を受領することができる全ての本件協定債権者に対して第１回弁済を終了し、清算株式会社が負担すべき未払いの公租公課その他一般の優先権のある債権等、会社法515条３項括弧書き記載の債権（その後に要する弁済費用・清算費用等の予想額を含み、以下「協定外債権」という。）の額が確定し、かつ、全ての積極財産の換価、回収及び評価が終了した日から２か月が経過した日の属する月の末日。